

議案第44号

訴えの提起について

# 訴えの提起について

## 1 要旨

- 浄元寺山古墳の国史跡への追加指定を進めるにあたって、藤井寺市青山1丁目833番及び南河内郡美陵町（現 藤井寺市）野中字前墓1085番の時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求における訴訟提起のご承認をいただこうとするものです。

## 2 浄元寺山古墳について

- 5世紀前半に築造された、一辺67メートルの古市古墳群中最大級の方墳です。
- その重要性から、世界文化遺産をめざす古市古墳群の構成資産候補となっています。

## 3 これまでの経過

### 藤井寺市青山1丁目833番（以下、「土地1」という）

- 昭和58年10月14日、藤井寺市長宛に土地1の寄贈の申し込みがありました。
- 同年10月22日に教育委員会で寄付土地の収受について起案措置し、市長決裁にて収受を決定いたしました。
- 昭和58年の市の収受決定以後、教育委員会で維持管理を行っております。
- 登記簿の名義人は大正6年に亡くなっており、戸籍調査で、現在95名の相続人の方が判明しております。
- 検討の結果、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、判決に基づく所有権移転登記を考えています。

### 南河内郡美陵町（現 藤井寺市）野中字前墓1085番（以下、「土地2」という）

- 土地2についても、登記簿の名義人は土地1と同一人物であり、現在、95名の相続人の方が判明しております。
- 昭和61年8月21日以後、藤井寺市で管理を行っており、これについても時効取得を原因とする訴訟の提起による所有権移転登記を考えています。

## 4 訴訟について

- 登記簿記載の所有者の相続人95名を被告とし、民法第162条に基づく時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めるものです。
- 時効取得物件の内容は下記のとおりです。
  - (1) 所在：藤井寺市青山1丁目  
地番：833番  
地目：山林  
地積：3,305平方メートル
  - (2) 所在：南河内郡美陵町（現 藤井寺市）野中字前墓  
地番：1085番  
地目：原野  
地積：13平方メートル
- 本件について、訴訟提起のご承認をいただきたく、ご提案申し上げます。

浄元寺山古墳位置図



# 浄元寺山古墳復元平面図



# 地番図



## 現況写真



浄元寺山古墳周辺（南東より）



浄元寺山古墳（上が北）



墳丘本体部分（青山1丁目833番）全景（南西より）



野中宇前墓1085番（南より）